

## 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例の考え方に関するパブリックコメント(意見募集)結果

平成24年1月23日から2月10日までの間、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例の考え方について意見募集を行った結果、以下の通り意見の提出がありました。

・提出者数:5名(個人(3)、法人(2))<提出方法(ホームページ(2)、電子メール(1)、ファックス(1)、直接持ち込み(1))>  
 ・意見数:13件(路上喫煙(4)、ごみのポイ捨て(4)、罰則等の適用(1)、周知啓発方法(2)、全般(2))

意見の概要及び意見に対する市の考え方については以下のとおりです。御意見ありがとうございました。

番号	分類	ご意見の概要	同一内容の意見件数(左記を除く)	ご意見に対する市の考え方
1	路上喫煙	歩行喫煙は迷惑だと思いが、灰皿が設置されている場所での喫煙を規制するのは、喫煙者の権利を考えていないのではないかと。		本条例は、歩行者への火傷や被服の焼け焦げ被害の危険性を防止するため、屋外の公共の場所(管理者が設置又は許可した喫煙所を除く)における路上喫煙を防止するためのものです。
2	路上喫煙	たばこ販売店が軒先に喫煙場所を設置することは当然だが、行政も公道において喫煙場所を確保すべき。		意見のように喫煙者に一定の配慮を求める声も寄せられておりますので、喫煙場所設置における問題点等を踏まえ、設置について検討してまいります。
3	路上喫煙	実効性のあるバランスの取れた条例を制定し、非喫煙者と喫煙者が共存できる社会を目指すべき。	1	意見の通り、非喫煙者と喫煙者が協調・共存できる快適な生活環境の確保を目指してまいります。
4	ごみのポイ捨て	ビンカンボックスを設置していることにより、道路上に液がこぼれるなど不健全な印象を与えるので、撤去すべき。		資源回収の手法として、市民アンケートにおいても賛成が多いことから、より適正な管理に努めてまいります。
5	ごみのポイ捨て	ポイ捨ての温床になり得る植木鉢を公共の場所に置いてはならないことを明記すべき。		植栽・植木は、様々なプラスの効果がありますので、禁止するのではなく、ポイ捨ての温床とならないような管理をお願いしてまいります。
6	ごみのポイ捨て	本条例を契機に市として、抜本的な変化を示すように、プラ、ポリ等の買い物袋を有料にするべき。		レジ袋の有料化は、ごみ減量の象徴的な取り組みですので、検討を進めてまいります。
7	ごみのポイ捨て	生活用品におけるディスプレイ製品の販売自粛を事業者に促すべき。		ディスプレイ製品については、ポイ捨てに直接つながるものではないため、条例に規定することは考えていません。
8	罰則等の適用	豊橋駅東口周辺など禁止区域を設定した上での強制的な取締りは、多くの人たちに不公平感を生む。		通行者数及び路上喫煙者数が多い区域において、重点的に規制、周知啓発することで、条例の実効性の確保を期待していますが、今後、施策を推進していく上での参考にさせていただきます。
9	周知啓発方法	啓発に関し、高齢者に協力を求め、幼児や児童を重点対象として啓発していくべき。		子どもから大人まで親しみやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け、啓発してまいります。
10	周知啓発方法	啓発は人と人とのつながりが重要であるので、地域単位で啓発すべき。		通行者数及び路上喫煙者数の多い区域において重点的に周知啓発することで、全市的なマナー向上の波及効果を期待していますが、施策を推進していく上での参考にさせていただきます。
11	全般	マナーの規制について、犬のふんの放置などが散見される現状では止むを得ないと考えるので条例の制定に賛成。	1	意見の通り、快適な生活環境を確保してまいります。